

報告第3号

大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第二項の規定により報告する。

令和七年四月十一日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 施行規則の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第55条第1項の規定に基づき、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成17年大分県条例第64号）の施行に関し市町村が処理する事務の範囲を定めたもの

2 改正理由等

(1) 改正理由

職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）及び職員の給与の支給等に関する規則（昭和32年大分県人事委員会規則第10号。以下「給与規則」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

(2) 改正内容

扶養手当の支給に関する事務について、県費負担教職員の扶養手当の届出については、人事委員会規則の定める扶養親族届により受理することを規定する等、所要の規定の整備を行う。

(3) 改正に当たっての手續

地教行法第55条第5項には「条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない」と規定されている。

この規定に基づく市町村教育委員会との協議は、既に終了している（全市町村教育委員会了承済）。

(4) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○ 大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十七年大分県教育委員会規則第二十五号）新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>第一条・第二条（略） 別表（第二条関係）</p>		<p>第一条・第二条（略） 別表（第二条関係）</p>	
項目	事務	項目	事務
<p>一 特例一 職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第十号。以下「給与規則」という。）第十条第一項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の扶養親族届を受理すること。</p> <p>二 給与規則第十条第二項の規定に基づき、県費負担教職員の扶養親族を認定すること。</p> <p>三 給与規則第十二条第二項の規定に基づき、県費負担教職員に証拠書類の提出を求めること。</p> <p>四 給与規則第十二条の二の規定に基づき、県費負担教職員の扶養親族が扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を随時確認すること。</p> <p>五〇十六（略）</p>		<p>一 特例一 職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第十号。以下「給与規則」という。）第十条第二項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の扶養親族を認定すること。</p> <p>二 給与規則第十二条第二項の規定に基づき、県費負担教職員の扶養手当認定簿等を異動後の任命権者に送付すること。</p> <p>三 給与規則第十二条第三項の規定に基づき、県費負担教職員に証拠書類の提出を求めること。</p> <p>（新設）</p> <p>四〇十五（略）</p>	

職員の給与の支給等に関する規則(昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号) 新旧対照表

	改正後	改正前	
<p>第一条〜第九条 (略)</p> <p>第九条の二 条例第十二条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員で、その職務の級が四級であるものうち、第七条の規定による管理職手当に係る区分が二種の職を占めるものとする。</p> <p>第九条の三 (略)</p> <p>第十条 新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員及び扶養手当を現に受けている職員であつてその届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に變更があつたものは、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならぬ。ただし、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、届出を要しない。</p> <p>2 任命権者が職員から前項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第十二条に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定し、その認定に係る事項を人事委員会が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。前項ただし書に規定する場合においても、同様とする。</p> <p>第十一条 条例第十二条第二項に規定する他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ</p>	<p>第一条〜第九条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>第十条 条例第十三条第一項の規定による届出は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により行うものとする。</p> <p>第九条の三 (略)</p> <p>2 任命権者が職員から前項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第十二条に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定し、その認定に係る事項を人事委員会が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。</p> <p>第十一条 条例第十二条第二項に規定する他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>一 職員の配偶者</p>		

る者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者

二 (略)

第十二条・第十二条の二 (略)

第十二条の三 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第十条第一項本文の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行はれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第十三条 (略)

(地域手当の支給)

第十三条の二 (略)

2 条例第十三条の二第二項、第十三条の三又は第十三条の四の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。条例第十九条、

、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者

二 (略)

第十二条・第十二条の二 (略)

(新設)

第十三条 (略)

(地域手当の支給)

第十三条の二 (略)

2 条例第十三条の二第二項、第十三条の三、第十九条、第二十二條第四項及び第五項並びに第二十三條第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた

第二十二条第四項及び第五項並びに第二十三条第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

第十四条～第十五条の五 (略)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十六条 (略)

2 条例第十九条に規定する人事委員会規則で定める手当の月額は、次に掲げる手当の月額とする。

- 一 初任給調整手当
- 二 在宅勤務等手当
- 三 特殊勤務手当 (手当の額が月額で定められているものに限る。)
- 四 特地勤務手当 (給料の月額に対するものに限る。)
- 五 特地勤務手当に準ずる手当 (給料の月額に対するものに限る。)
- 六 へき地手当 (給料の月額に対するものに限る。)
- 七 へき地手当に準ずる手当 (給料の月額に対するものに限る。)
- 八 農林漁業普及指導手当

3 (略)

第十七条～第二十三条 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第二十三条の二 条例第二十一条の二第三項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

(削る)

第二十三条の三 条例第二十一条の二第三項第一号

額をもつて地域手当の月額とする。

第十四条～第十五条の五 (略)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十六条 (略)

2 条例第十九条に規定する人事委員会規則で定める手当の月額は、次に掲げる手当の月額とする。

- 一 初任給調整手当
- 二 特殊勤務手当 (手当の額が月額で定められているものに限る。)
- 三 特地勤務手当 (給料の月額に対するものに限る。)
- 四 特地勤務手当に準ずる手当 (給料の月額に対するものに限る。)
- 五 へき地手当 (給料の月額に対するものに限る。)
- 六 へき地手当に準ずる手当 (給料の月額に対するものに限る。)
- 七 農林漁業普及指導手当

3 (略)

第十七条～第二十三条 (略)

(新設)

(管理職員特別勤務手当)

第二十三条の二 条例第二十一条の二第三項第一号 (任期付職員条例第八條第二項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成十五年大分県条例第四十三号。以下この項において「任期付研究

の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一・二 (略)

三 任期付職員条例第七条第一項の給料表の六号給及び七号給並びに同条第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。)) 第十七条(育児休業条例第二十一条において準用する場合を含む。))により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による給料月額を受ける職員 一万二千元

四〇六 (略)

七 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十三号。以下この条において「任期付研究員条例」という。)) 第五条第一項の給料表の六号給及び同条第四項(育児休業条例第十八条(育児休業条例第二十一条において準用する場合を含む。))により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による給料月額を受ける職員 一万二千元

八〇十 (略)

2| 条例第二十一条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の管理監督職員 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 六千円

ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 五千五百円

ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 五千円

ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 四千五百円

ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 四千三百円

員条例」という。)) 第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一・二 (略)

三 任期付職員条例第七条第一項の給料表の六号給及び七号給並びに同条第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。)) 第十七条(育児休業条例第二十一条において準用する場合を含む。))により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による給料月額を受ける職員 一万二千元

四〇六 (略)

七 任期付研究員条例

第五条第一項の給料表の六号給及び同条第四項(育児休業条例第十八条(育児休業条例第二十一条において準用する場合を含む。))により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による給料月額を受ける職員 一万二千元

八〇十 (略)

2| 条例第二十一条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

- へ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 四千元
 ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 四千元
 チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 三千元
 リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 三千元
 又 別表第三に掲げる区分が十種である職員 二千元
 二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 五千五百円
 ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 五千元
 ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 四千五百円
 ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 四千元
 ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 三千八百円
 へ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 三千五百円
 ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 三千五百円
 チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 二千五百円
 リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 二千五百円
 又 別表第三に掲げる区分が十種である職員 千五百円
 三 任期付職員条例第七条第一項の給料表の六号給及び七号給並びに同条第三項の規定による給料月額を受ける職員 六千元
 四 任期付職員条例第七条第一項の給料表の五号給を受ける職員 五千元
 五 任期付職員条例第七条第一項の給料表の二号給から四号給までを受ける職員 四千元
 六 任期付職員条例第七条第一項の給料表の一号給を受ける職員 三千元
 七 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の六号給及び同条第四項の規定による給料月額を受ける職員 六千元
 八 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の四号給及び五号給を受

ける職員 五千元

九 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の二号給及び三号給を受ける職員 四千元

十 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の一号給を受ける職員 三千元

3 次に掲げる場合には、条例第二十一条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合

二 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合

(削る)

第二十三条の三 条例第二十一条の二第三項第二号の人事委員会規則

で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の管理監督職員 別表第三に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 六千元

ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 五千五百円

ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 五千元

ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 四千五百円

ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 四千三百円

ヘ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 四千元

ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 四千元

チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 三千元

リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 三千元

ヌ 別表第三に掲げる区分が十種である職員 二千元

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第三に掲

第二十三条の四(第二十六条) (略)

(雑則)

第二十七条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に人事委員会が定める。

附則

1・2 (略)

(条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員の特例)

3 条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員に対する第六条第

四項、第七条第二項第一号及び第二十三条の三の

規定の適用については、当分の間、第六条第四項各号

列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円

げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 別表第三に掲げる区分が一種である職員 五千五百円

ロ 別表第三に掲げる区分が二種である職員 五千円

ハ 別表第三に掲げる区分が三種である職員 四千五百円

ニ 別表第三に掲げる区分が四種である職員 四千元

ホ 別表第三に掲げる区分が五種である職員 三千八百円

ヘ 別表第三に掲げる区分が六種である職員 三千五百円

ト 別表第三に掲げる区分が七種である職員 三千五百円

チ 別表第三に掲げる区分が八種である職員 二千五百円

リ 別表第三に掲げる区分が九種である職員 二千五百円

又 別表第三に掲げる区分が十種である職員 千五百円

2 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第二十三条の四(第二十六条) (略)

(新設)

附則

1・2 (略)

(条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員の特例)

3 条例附則第三十七項の規定の適用を受ける職員に対する第六条第

四項、第七条第二項第一号、第二十三条の二第一項及び第二十三条

の三第一項の規定の適用については、当分の間、第六条第四項各号

列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円

に切り上げた額」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、第七條第二項第一号、第二十三條の三第一項第一号及び同條第二項第一号中「定める額」とあるのは「定める額に百分の七十を乗じて得た数（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

4・5 (略)

(令和七年改正条例附則第四項又は第五項の規定が適用される間の読み替え)

6 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、第九條の二中「條例第十二條第一項の」とあるのは「職員の給与に関する條例等の一部を改正する條例（令和七年大分県條例第六号）附則第四項又は第五項の規定により読み替えられた條例（以下「読み替え後の條例」という。）第十二條第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級以上に相当する職員として」と、第九條の三、第十條、第十一條、第十二條の二及び第十二條の三中「條例」とあるのは「読み替え後の條例」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

7 職員の給与に関する條例等の一部を改正する條例（令和七年大分県條例第六号）附則第四項又は第五項の規定により読み替えられた條例第十二條第一項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第九條の二又は第九條の三に規定する職員とする。

に切り上げた額」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、第七條第二項第一号、第二十三條の二第一項及び第二十三條の三第一項中「定める額」とあるのは「定める額に百分の七十を乗じて得た数（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

4・5 (略)

(新設)

(新設)